

山形県行財政改革推進プランの取組状況(取組実績及び取組計画)について

第 1 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働～

1 県民、NPO等との連携・協働

(1) 県民、NPO等との連携・協働の推進

① 多様な主体との連携・協働の推進

幅広い分野における、県民、NPO等の地域の多様な主体と県との連携・協働を推進する。

- ◆ やまがた社会貢献基金助成事業による、子育て支援やまちづくり等の地域課題の解決に取り組むNPOに対する活動支援 (49 事業)
- ◆ 「県民みんなで支える森・みどり環境公募事業」によるNPOや地域のボランティア団体等が行う森づくり活動等への支援 (111 団体)
- ◆ 地域における啓発活動等を推進するため、消費生活に関する県民ボランティアとして消費生活サポーターを委嘱 (62 人)
- ◆ 地域密着型のNPO法人を育成し、消費者教育・啓発のネットワークづくりを推進するため、休日・夜間及び小規模な団体への消費生活出前講座をNPO法人に委託して実施 (21 講座 H26. 3 月末現在)
- ◆ 「山形みんなで子育て応援団」による地域ぐるみの子育て支援体制づくりを推進
 - ・ 子育て応援フォーラム「子育て応援団すこやか 2013」(H25. 6 月) での応援団活動の紹介や参加の呼びかけ、子育て情報誌を利用した活動事例の紹介
- ◆ 「やまがた婚活応援団+(プラス)」による全県的な応援活動を推進
 - ・ 「やまがた婚活応援団+(プラス)」研修会の開催(2 回 H25. 12 月、H26. 2 月)
- ◆ 青色回転装備車の活動状況の紹介や申請要領等の指導による自主防犯パトロールの活性化
 - ・ 青パト活動情報発信マガジン「Big・Blue」の発行
(県警ホームページへの掲載 4 回、各活動団体等への発行 計 544 部)
 - ・ 各種会合等において活動状況を紹介
 - ・ 青色回転灯装備車の登録団体・台数・実施者数(H26. 1 月末現在)
登録団体 91 団体
登録台数 1,206 台
実施者数 3,564 名
- ◆ 研修会等の開催による子ども見守り隊リーダーの育成
 - ・ 育成研修会 17 回(17 箇所) 対象者累計 909 名

【平成 26 年度の取組 (計画)】

- やまがた社会貢献基金助成事業による、子育て支援やまちづくり等の地域課題の解決に取り組むNPOに対する活動支援

- 環境NPOの専門性やネットワークを活かし環境エネルギー教育の充実を図るため、環境教室の実施やコーディネート業務等をNPO法人に委託
- 「県民みんなで支える森・みどり環境公募事業」によるNPOや地域のボランティア団体等が行う森づくり活動等への支援（111団体）
- 地域における啓発活動等を推進するため、消費生活に関する県民ボランティアとして消費生活サポーターを委嘱
- 地域密着型のNPO法人を育成し、消費者教育・啓発のネットワークづくりを推進するため、休日・夜間及び小規模な団体への消費生活出前講座をNPO法人に委託して実施
- 「山形みんなで子育て応援団」による地域ぐるみの子育て支援体制づくりを推進
- 「やまがた婚活応援団+（プラス）」による全県的な応援活動を推進
- 青色回転灯装備車の活動状況の周知とNPO等と連携した青パト活動の支援

② 連携・協働を進める仕組みづくり

NPO等との協働事業を行うにあたっては、NPO等との意見交換を通じ、地域の身近な課題を把握する。また、「NPOとの協働ガイドブック（平成20年3月）」に基づき、NPO等と連携・協働する事業を企画立案する場合には、十分な協議の期間を確保して進める。

- ◆ やまがた社会貢献基金助成事業の募集説明会の開催（H26. 2月 2地域）
- ◆ NPOとの協議・意見交換の場の設定（H26. 2月）

【平成26年度の取組（計画）】

- やまがた社会貢献基金助成事業の募集説明会の開催
- NPOとの協議・意見交換の場の設定

《目標指標》

- 県とNPO等との協働事業数 137事業（平成24年度）→150事業（平成28年度）
- やまがた社会貢献基金助成額（累計） 127百万円（平成23年度）→352百万円（平成28年度）

（2）県民の社会貢献活動への参加促進とNPO等の活動基盤の充実・強化

① 県民の社会貢献活動への参加促進

やまがた社会貢献基金への寄附の促進を図るとともに、社会貢献活動に関する情報の発信や社会貢献活動に対する顕彰等を行う。

- ◆ 「やまがた発！ボランティア&NPO情報ページ」及び「やまがた社会貢献基金ホームページ」の運営、「やまがた社会貢献基金ニュース」の発行（2回）
- ◆ 優れた社会貢献活動の顕彰（5団体）及び活動発表の場の設定（H25.10）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 「やまがた発！ボランティア&NPO情報ページ」及び「やまがた社会貢献基金ホームページ」の運営、「やまがた社会貢献基金ニュース」の発行
- 優れた社会貢献活動の顕彰及び活動発表の場の設定

② NPO等の活動基盤の充実・強化

NPO等の資金面、運営面での基盤強化や認定NPO法人制度の周知等を図る。

- ◆ やまがた社会貢献基金助成事業による、子育て支援やまちづくり等の地域課題に取り組むNPOに対する活動支援（49事業）
- ◆ NPOと企業との連携促進や資金調達のスキルを高めるためのコーディネーターの中間支援組織への配置（5団体 各1名）
- ◆ パンフレット等による認定NPO法人制度の周知
- ◆ 「地域活動支援ネットワーク」等の地域課題の解決に向けた地域の取組みへの支援による中間支援機能の強化
 - ・ 「地域活動支援ネットワーク」意見交換会の開催（2回：H25.9月、H26.2月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- やまがた社会貢献基金助成事業による、子育て支援やまちづくり等の地域課題に取り組むNPOに対する活動支援
- パンフレット等による認定NPO法人制度の周知、移行を希望するNPO法人に対する支援
- 「地域活動支援ネットワーク」等の地域課題の解決に向けた地域の取組みへの支援による中間支援機能の強化

《目標指標》

- 県民のボランティア活動参加率 16.7%（平成 23 年度） → 30%（平成 28 年度）
- やまがた社会貢献基金への寄附件数（累計） 171 件（平成 23 年度） → 338 件（平成 28 年度）
- 県内の NPO 法人の寄附収入 167 百万円（平成 23 年度） → 180 百万円（平成 28 年度）
- 認定 NPO 法人の数 1 法人（平成 23 年度） → 10 法人（平成 28 年度）

2 企業等との連携・協働

（1）企業等との連携・協働の推進

① 課題解決のための連携・協働の推進

企業や大学等との協定締結等、様々な形態による連携・協働により、地域の課題解決を行う仕組みづくりを推進する。

- ◆ コンビニエンスストア等との包括的連携協定締結（地産地消、観光振興、福祉・環境対策、災害対策等）による相互連携の推進
- ◆ 「事業所のアクション（エコスタイルチャレンジ）」の参加登録等による企業と連携した省エネルギー・地球温暖化防止活動の推進

- ◆ 企業、森林所有者、県の三者による「やまがた絆の森協定」に基づく、森づくり活動及び地域住民等との協働による地域振興の促進（協定締結 27 企業・団体、25 年度協定締結 1 社）
- ◆ 「やまがた絆の森」をフィールドとした大学との連携（大学コンソーシアムやまがた「社会人力育成山形講座」）
- ◆ 企業と連携した「やまがた子育て応援パスポート事業」の実施による社会全体で子育てを支援する機運の醸成
 - ・ 子育て家庭にパスポートカードを発行し、協賛企業・店舗において、各種サービスを提供（3,450 店舗 H26. 1 月末現在）
- ◆ 企業等の献血サポート団体としての認定を進めるとともに活動状況の顕彰を行い県ホームページに掲載し、献血活動を推進
 - ・ 献血サポート団体 242 団体（H26. 3 月末現在）
- ◆ 県全体及び地域の医師不足や専門医の不足等に対応するため、「山形方式・医師生涯サポートプログラム」を中心に、山形大学医学部と連携し、医師の確保・県内定着を推進（地域連携医学教育プログラム、医師体験セミナー等、山形大学医学部との連携による各種施策の推進）
- ◆ 多様な民間事業者との協定による高齢者や障がい者などの要援護者や子どもの安全の見守り、適切な支援の推進（7 団体 H26. 3 月末現在）
- ◆ 山形大学農学部との連携による研究開発等を推進
 - ・ 連携研究成果等報告会（H25. 6. 5）
 - ・ 農林水産関係試験研究スキルアップ研修会（H25. 11. 27）
 - ・ 共同研究の実施（7 課題）
 - ・ 連携研究ユニットの設置（20 のユニット）
- ◆ 慶應義塾大学先端生命科学研究所との連携による研究開発等を推進
 - ・ 慶應先端研と県内企業との共同研究支援数 8 件（H25 年度末）
 - ・ 連携した研究の実施（2 課題）
 - ・ 研究職員の派遣（1 名）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- コンビニエンスストア等との包括的連携協定締結（地産地消、観光振興、福祉・環境対策、災害対策等）による相互連携の推進
- 「事業所のアクション（エコスタイルチャレンジ）」の参加登録等による企業と連携した省エネルギー・地球温暖化防止活動の推進
- 企業、森林所有者、県の三者による「やまがた絆の森協定」に基づく、森づくり活動及び地域住民等との協働による地域振興の促進（協定締結 27 企業・団体、26 年度協定締結予定 2 社）
- 「やまがた絆の森」をフィールドとした大学との連携（大学コンソーシアムやまがた「社会人力育成山形講座」）
- 企業と連携した「やまがた子育て応援パスポート事業」の実施による社会全体で子育てを支援する機運の醸成

- 企業等の献血サポート団体としての認定を進めるとともに活動状況の顕彰を行い県ホームページに掲載し、献血活動を推進
- 県全体及び地域の医師不足や専門医の不足等に対応するため、「山形方式・医師生涯サポートプログラム」を中心に、引き続き山形大学医学部と連携し、医師の確保・県内定着を推進
- 多様な民間事業者との協定による高齢者や障がい者などの要援護者や子どもの安全の見守り、適切な支援の推進
- 山形大学農学部との連携による研究開発等を推進
- 慶應義塾大学先端生命科学研究soとの連携による研究開発等を推進
- 金融機関に対する振込め詐欺被害阻止活動の推進及び通報の要請、並びに犯罪利用口座の早期凍結のための迅速な情報提供

② 基金の活用等による資金面からの公益活動の支援

やまがた社会貢献基金を通じた、企業等とNPO等との連携・協働を推進するとともに、企業等からNPO等への寄附の促進を図る。

- ◆ 企業や各種団体への制度紹介資料の送付など積極的な周知・広報
- ◆ やまがた社会貢献基金助成団体の成果報告会の開催、寄附者と助成団体の交流会の実施（H25.10月）

【平成26年度の取組（計画）】

- 企業や各種団体への制度紹介資料の送付・訪問による説明など積極的な周知・広報
- やまがた社会貢献基金助成団体の成果報告会の開催、寄附者と助成団体の交流会の実施

③ 地域の多様な主体による河川等の維持管理の支援

ふるさとの川アダプトやマイロードサポートなど、地域住民が行う身近な環境の整備を支援する企業等の活動を推進する。

- ◆ 河川・海岸・道路に係る環境保全・清掃美化活動等、企業・ボランティア団体・NPO等が行う活動を引き続き推進
 - ・ ふるさとの川アダプト事業（476団体）
 - ・ マイロードサポート事業（434団体）
 - ・ マイタウンクリーン推進事業（27団体）
- ◆ 参加団体のネットワーク形成を図るための交流会の開催
- ◆ 参加団体の活動状況の紹介等県民への広報啓発
- ◆ 模範活動団体の表彰

【平成26年度の取組（計画）】

- 河川・海岸・道路に係る環境保全・清掃美化活動等、企業・ボランティア団体・NPO等が行う活動を引き続き推進
 - ・ ふるさとの川アダプト事業

- ・ マイロードサポート事業
- ・ マイタウンクリーン推進事業

広告に関する社会情勢の変化では紙に関する広告は減少していることから、参加団体に意向調査アンケートを行い、H26年度に事業の見直し検討を実施

- 参加団体のネットワーク形成を図るための交流会の開催
- 参加団体の活動状況の紹介等県民への広報啓発

《目標指標》

- 事業所のアクション（エコスタイルチャレンジ事業）参加事業所数
1,565事業所（平成23年度） → 2,200事業所（平成28年度）
- 献血サポート団体数 227団体（平成23年度） → 290団体（平成28年度）
- やまがた社会貢献基金への寄附金額（累計）
215百万円（平成23年度） → 315百万円（平成28年度）
- 県外からの社会貢献基金への寄附金額 1,078千円（平成23年度） → 2,000千円（平成28年度）
- ふるさとの川アダプト事業認定団体数 467団体（平成24年度） → 480団体（平成28年度）
- マイロードサポート登録団体数 426団体（平成24年度） → 500団体（平成28年度）

（2）民間の能力・ノウハウを活かした県民サービスの提供

民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスを提供するため、地域の活性化や雇用の確保等に十分配慮しながら、民間への委託等を引き続き推進していく。

- ◆ 地域の活性化や雇用の確保に配慮しながら、平成26年度指定管理者更新施設（5施設）に係る円滑な更新手続きを実施
- ◆ 指定管理者制度導入施設の管理運営状況の分析、検証を実施

【平成26年度の取組（計画）】

- 地域の活性化や雇用の確保に配慮しながら、平成27年度指定管理者更新施設（107施設）に係る円滑な更新手続きを実施
- 引き続き指定管理者制度導入施設の管理運営状況の分析、検証を実施

《目標指標》

- 指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証におけるA評価の割合
40%（平成23年度） → 50%（平成28年度）

3 市町村との連携・協働

(1) 市町村との連携・協働の推進

国における法制度の整備動向を踏まえながら、県と市町村との適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた効果的な連携・協働を進める。

- ◆ 総合支庁と管内市町村との定期的な会議を通じた情報共有や事業連携の推進
- ◆ 県と市町村の連携事例の情報収集・調査研究

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 総合支庁と管内市町村との定期的な会議を通じた情報共有や事業連携の推進
- 国における新たな広域連携制度の動向等を踏まえた、県と市町村の連携・協働を推進するための指針等の策定

(2) 市町村の自主的な行政運営への支援

① 事務処理の共同化など広域連携の推進

各市町村が、個別の課題を解決していくにあたり、市町村間の連携（事務の共同処理、事務の委託、広域連合、定住自立圏等）などに、最適な手法で自主的に取り組んでいけるよう支援を行う。

- ◆ 広域連携等の先駆取組事例の市町村への情報提供
 - ・ 平成 23 年 8 月に施行された改正地方自治法に基づく新たな仕組みである「長の内部組織の共同設置」を活用した先進的取組事例を市町村に情報提供
 - ・ 事務・権限の移譲と「事務の委託」とを組み合わせた取組事例を市町村に情報提供
- ◆ 事務処理の共同化にもつながる、自治体クラウドの導入に関する勉強会の開催（市町村の情報施策担当職員を対象）
 - ・ 自治体クラウド勉強会の開催（5回）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 新たな広域連携制度などの地方自治法改正に関する情報収集と適時の市町村への情報提供
- 事務処理の共同化にもつながる、自治体クラウドの導入に関する勉強会の開催（市町村の情報施策担当職員を対象）

② 事務・権限移譲の推進

住民に、より身近な基礎自治体である市町村が、その役割を十分果たしていけるよう、法令による市町村への一律の事務・権限の移譲に加え、引き続き、市町村の意向を踏まえながら、県から市町村への事務・権限移譲を推進する。

- ◆ 権限移譲に係る国の新たな動きの注視と市町村の意向を踏まえた山形県事務・権限移譲推進プログラムに基づく権限移譲の実施

- ・ 平成 25 年 4 月移譲分：6 市町村へ 4 法令 31 事務
- ・ 平成 26 年 4 月移譲に向けた事務・権限移譲研究会等の開催 8 回

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 平成 26 年 4 月移譲分：1 市へ 2 法令 14 事務
- これまでの取組みを継続し市町村への権限移譲を推進
- いわゆる第 4 次一括法による都道府県への権限移譲の動向の把握

③ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

市町村総合交付金制度について、市町村の創意工夫による施策展開に資するため、弾力的な運用ができるよう、対象事業の追加・見直しや制度設計の見直しを行う。

- ◆ 市町村に対するアンケートや聞き取りを通じた現行制度の検証
 - ・ 市町村アンケートの実施（H25. 7 月）及び庁内関係課との意見交換

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 事業効果の評価システムによる政策効果の評価を踏まえた現行制度の見直し

4 減災の視点からの災害時の連携・協働

① 県間の相互応援体制など広域連携の推進

大規模災害に備えた相互応援体制の強化など、他の都道府県との広域連携を推進する。

- ◆ 相互応援を迅速かつ円滑に実施するための、隣接県との情報交換や検討会等を実施
- ◆ 緊急消防援助隊連絡調整会議を開催（2 回）し、「山形県緊急消防援助隊受援計画」及び「緊急消防援助隊山形県隊応援等実施計画」の改定計画を策定
- ◆ コーディネート活動実践者のスキルアップ及び実践者同士のネットワーク構築のための研修派遣
- ◆ 東北各県広域緊急援助隊が合同で実施する総合訓練への参加
 - ・ 南部 3 県広域緊急援助隊合同訓練への参加（H25. 6 月）
 - ・ 総合防災訓練において秋田県警察広域緊急援助隊と合同訓練（H25. 9 月）
 - ・ 東北各県広域緊急援助隊総合訓練への参加（H25. 10 月）
- ◆ 福島県、新潟県、秋田県とのドクターヘリ広域連携（相互応援）の実施
 - ・ 山形、福島、新潟 3 県協定を締結（H25. 10 月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 東日本大震災を踏まえた全国知事会の広域応援協定（全国協定）の見直しなどを踏まえ、「大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援協定」を改正
- 国の「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の変更に基づいた緊急消防援助隊の充実強化の推進
- コーディネート活動実践者のスキルアップ及び実践者同士のネットワーク構築のための県外研修派遣

- 東北各県広域緊急援助隊が合同で実施する総合訓練への参加
- 秋田県とのドクターヘリ広域連携（相互応援）に係る協定締結

② 地域の災害ボランティアネットワークの構築支援

大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援本部と、市町村災害ボランティアセンターとが適切に連携・協働していくため、地域において、様々な主体の連携のもと、市町村災害ボランティアセンターが速やかに立ち上がり、円滑な運営ができるよう体制づくりを行う。

- ◆ 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の継続開催（H26. 3月）
- ◆ 山形県災害ボランティア支援本部設置訓練の実施（H26. 2月）
- ◆ 市町村災害ボランティアセンターの設営体制整備に向けた県内4地域での検討会の開催（H25. 10月～H26. 3月）、人材育成研修事業への支援

【平成26年度の取組（計画）】

- 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の継続開催
- 山形県災害ボランティア支援本部設置訓練の実施
- 市町村災害ボランティアセンターの設営体制整備に向けた県内4地域での検討会の開催、人材育成研修事業への支援

③ 災害時における企業等との連携・協力の推進

大規模災害時における、民間事業者からの物資調達や役務の提供等を円滑に実施するため、民間事業者との災害時の連携等に関する協定の実効性確保に努める。

- ◆ 災害発生時応援協定を締結している民間事業者等との緊急時連絡先の確認及び訓練（図上訓練 H26. 2月）を踏まえた実施体制の再確認
- ◆ 山形県解体工事業協会及び山形県建設業協会との災害時の支援に関する協定に基づく合同訓練の実施
 - ・ 総合防災訓練における倒壊建物からの救出救助訓練の実施（H25. 9月）
- ◆ 災害時における医薬品等の供給に関する協定を締結している団体、県、市町村等による災害時医薬品等供給訓練の実施（H25. 10月）

【平成26年度の取組（計画）】

- 災害発生時応援協定を締結している民間事業者等との緊急時連絡先の確認及び各種訓練を踏まえた実施体制の再確認
- 山形県解体工事業協会等との、災害時の支援に関する協定に基づく合同訓練の実施
- 災害時における医薬品等の供給に関する協定を締結している団体、県、市町村等による災害時医薬品等供給訓練の実施

④ 地域の防災、減災活動に関する市町村との連携・協働の推進

災害時には、住民による減災、防災活動が重要であることから、その推進のため、市町村との連携・協働を図る。

- ◆ 災害に強い地域づくり市町村総合支援事業費補助金による支援（17市町村）
- ◆ 自主防災組織が行う避難誘導訓練等への地域防災アドバイザー派遣による実践力の強化（4団体）
- ◆ 自主防災リーダー研修会の開催等による自主防災組織の設立支援
- ◆ 総合支庁職員の市町村防災訓練参加による情報共有等連携体制の強化及び市町村の訓練等への消防防災ヘリや地震体験車の派遣
- ◆ 災害対策基本法の改正（要援護者の名簿作成）や国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直しを受けた県災害時要配慮者支援指針の見直し（H26.2月改訂）
- ◆ 市町村と連携し、警察官が各地区の町内会や自主防災会に出向き、防災の基礎知識等について広報する「防災出前講座」を実施
 - ・ 「防災出前講座」、「防災教室」の実施（214回 H25.12月末現在）
- ◆ 市町村等の総合防災訓練への地元警察署の参加
 - ・ 住民参加型防災訓練への警察官の参加（73回 H25.12月末現在）
 - ・ 要配慮者関連施設における防災訓練への支援（14回 H25.12月末現在）
 - ・ 酒田市飛島において警察・自衛隊・海上保安部及び自治体が連携した津波対処訓練を実施（H25.10月）

【平成26年度の取組（計画）】

- 災害に強い地域づくり市町村総合支援事業費補助金による支援
- 自主防災組織が行う避難誘導訓練等への地域防災アドバイザー派遣による実践力の強化
- 自主防災リーダー研修会の開催等による自主防災組織の設立支援
- 自主防災組織の実践的な活動を支援する地域防災アドバイザーの育成
- 総合支庁職員の市町村防災訓練参加による情報共有等連携体制の強化及び市町村の訓練等への消防防災ヘリや地震体験車の派遣
- 市町村が定める水防計画に基づき、河川管理者による情報提供や水防活動へ協力
- 市町村と連携し、警察官が各地区の町内会や自主防災会に出向き、防災の基礎知識等について広報する「防災出前講座」を実施
- 市町村及び要配慮者関連施設等における総合防災訓練への地元警察署の参加・支援

《目標指標》

- 企業等との協定を踏まえた災害対応準備率（具体的な手順の設定等）
39%（平成24年度） → 100%（平成28年度）
- 市町村災害ボランティアセンター運営協力者等登録数
76人（平成24年度） → 105人（平成28年度）
- 市町村地域防災計画に災害時のボランティアセンターについて記載している市町村数
29市町村（平成24年度） → 全35市町村（平成28年度）

第2 県民視点に立った県政運営の推進 ～県政運営の信頼性・質の向上～

1 県民との対話型県政の推進

(1) 積極的・効果的な県政情報の発信

① 効果的な広報の実施

各種広報媒体を積極的に活用し、県民と政策課題を共有するための広報など、さらなる広報の充実を図る。

- ◆ 県の重要施策の中から、特に県民に伝えるべきテーマについて、県民のあゆみと県政広報テレビ特別番組（30分）とのタイアップによる施策広報を実施

《テーマ》	《県政テレビ番組放送月》	《県民のあゆみ発行月》
・ 観光立県山形の実現！	平成25年6月放送	
・ 「山形の強み」が生み出す 活力ある産業の実現	平成25年7月放送	県民のあゆみ7月号
・ 豊かな地域を支える競争 力の高い農林水産業の展開	平成25年9月放送	県民のあゆみ9月号
・ みんなで広げよう！ 再生可能エネルギー	平成25年11月放送	県民のあゆみ11月号
・ 未来を築く子育て支援・ 人づくりの充実	平成26年1月放送	県民のあゆみ1月号
・ いのちと暮らしを守る 安全・安心な社会の構築	平成26年3月放送	県民のあゆみ3月号

- ◆ 若者向けに、県から伝えたい情報を掲載したフリーペーパーを毎月発行
- ◆ 施策広報推進、部局間の連携、積極的なパブリシティの推進のため広報戦略調整会議等を開催

【平成26年度の取組（計画）】

- ホームページ閲覧者の利便性を向上させるとともに山形の魅力、旬な情報がより伝わるホームページにするため、県ホームページのリニューアルを実施
- 県の重要施策の中から、特に県民に伝えるべきテーマについて、県民のあゆみ（年6回発行）と県政広報テレビ特別番組（30分）とのタイアップによる施策広報を実施
- 施策広報推進、部局間の連携、積極的なパブリシティの推進のため広報戦略調整会議等を開催

② インターネット広報の質の向上

ホームページ掲載情報の鮮度維持や内容のより一層の充実に取り組むとともに、新たな情報発信手段に対応した広報を進めるなど、インターネット広報の質の向上を図る。

- ◆ 不要コンテンツと思われるリストを各課に提示することで判断を容易にし、不要なファイルや画像の削除を推進
 - ・ 不要コンテンツのリストアップ機能を導入し、一覧表を各課に提示
 - ・ コンテンツ一斉点検実施（5月、9月、1月）

- ◆ 県内の地域資源や魅力を紹介する映像を制作し、インターネットで動画を配信。また各部局において制作した動画も紹介
 - ・ 知事トピックス 11 本、山形 P R b y 芸工大 7 本、楽しみ山形 1 本 計 19 本
- ◆ 県民に対する即時の情報提供及び情報拡散力を活用した効果的な広報の実現を目的に、ソーシャルネットワーキングサービスを引き続き活用。県内外で開催されるイベントや参加募集、注意喚起情報等について積極的に投稿
 - ・ ツイッター フォロワー数：6,150
ツイート数：3,772 件（H26.3 月末現在）
 - ・ フェイスブック ページの「いいね」数：2,591
投稿件数：1,859 件（H26.3 月末現在）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 不要コンテンツと思われるリストを各課に提示することで判断を容易にし、不要なファイルや画像の削除を推進
- 県内の地域資源や魅力を紹介する映像を制作し、インターネットで動画を配信。また各部局において制作した動画も紹介
- 県民に対する即時の情報提供及び情報拡散力を活用した効果的な広報の実現を目的に、ソーシャルネットワーキングサービスを引き続き活用。県内外で開催されるイベントや参加募集、注意喚起情報等について積極的に投稿

③ 民間との連携による県政情報の発信手段の多様化

企業等との包括連携協定に基づく県政情報の発信、フリーペーパーや団体等機関誌への県政情報の掲載依頼など、県民や民間との連携による広報活動を推進する。

- ◆ コンビニエンスストア等における県政情報に関するポスターの掲出やチラシ、フリーペーパーの設置など積極的な情報の発信
 - ・ ポスター掲出 42 種、パンフレットやチラシ配置 45 種、フリーペーパー毎月配置
- ◆ 必要な人に必要な県の施策の情報が届くように、各部から関係団体に対する積極的な情報提供と機関誌等への掲載を依頼
 - ・ 団体機関誌への県政情報掲載回数：14 回
 - ・ 団体ホームページへの掲載件数：28 件
- ◆ 東北芸術工科大学と連携したインターネット放送局配信用動画の制作
 - ・ 山形 P R b y 芸工大：7 本（再掲）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- コンビニエンスストア等における県政情報に関するポスターの掲出やチラシの設置など積極的な情報の発信
- 必要な人に必要な県の施策の情報が届くように、各部から関係団体に対する積極的な情報提供と機関誌等への掲載を依頼
- 東北芸術工科大学と連携したインターネット放送局配信用動画の制作

④ 県外広報活動の強化

県外事務所等において、ソーシャルネットワーキングサービスを積極的に活用するなど、県外広報活動を強化する。

- ◆ 首都圏で行われる各種イベント開催（山形フェアなど）の予告やその様子について、ソーシャルネットワーキングサービスを活用し、写真や動画とともに投稿
 - ・ 東京事務所のツイッター、フェイスブックにおいて、現地の写真やポスターなどを添えて投稿し、各種イベントの情報提供
- ◆ 情報発信力のある県外在住有識者との意見交換（東京）
- ◆ 東北他県が発行するメールマガジンの相互掲載を進め、併せて新規登録プレゼントキャンペーンを実施
 - ・ 宮城県、秋田県のメールマガジンとの相互掲載：宮城県 1 回、秋田県 6 回
 - ・ 新規登録プレゼントキャンペーン（8 月～9 月）
- ◆ 首都圏・関西等の各地域においての物産展開催による P R

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 首都圏で行われる各種イベント開催（山形フェアなど）の予告やその様子について、ソーシャルネットワーキングサービスを活用し、写真や動画とともに投稿
- 首都圏・関西等の各地域においての物産展開催による P R

⑤ 職員の広報意識の向上

様々な機会に県政情報に触れ、県政への関心を高めてもらえるよう、職員一人ひとりが「広報パーソン」であるという意識の向上を図る。

- ◆ 効果的な行政広報などについての専門家や実践者による研修会の開催
 - ・ 広報アドバイザーの招聘（4 回）
 - ・ 職員向けの広報研修会の開催（8 月）
- ◆ ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成方法及び審査ポイント等に関する研修会の開催
 - ・ ホームページ審査に関する説明会（5 月、3 日間開催）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 効果的な行政広報などについての専門家や実践者による研修会の開催
- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成方法及び審査ポイント等に関する研修会の開催

《目標指標》

- ホームページのアクセス数 563 万件/月（平成 22 年度平均） → 600 万件/月（平成 28 年度平均）
- メールマガジン登録者数 8,421 件（平成 23 年度末） → 12,000 件（平成 28 年度末）

(2) 県民との対話の推進と県民の声の的確な把握

① 県民との対話の推進

知事等と幅広い県民各層（地域住民、若者、女性、高齢者、各種団体・グループ）との直接対話を推進する。

- ◆ 「知事と語ろう市町村ミーティング」、「知事のほのぼの訪問」などの開催を通じて、地域住民、若者、女性、高齢者、各種団体等、幅広い県民各層との直接対話を推進し、効果的に県民の声を把握
 - ・ 「知事と語ろう市町村ミーティング」の開催（H25：9 市町村で開催、参加者数 1,630 名）
 - ・ 「知事のほのぼの訪問」の開催（H25：15 団体で開催、参加者数 216 名）
- ◆ 長寿の方などの経験に裏付けられた意見等を県政運営に反映させるための「知恵袋委員会」の開催
 - ・ 委員数 35 名
 - ・ 地域委員会開催（5 地域×2 回）、県政課題にかかる意見交換会開催（1 回）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 「知事と語ろう市町村ミーティング」、「知事のほのぼの訪問」などの開催を通じて、地域住民、若者、女性、高齢者、各種団体等、幅広い県民各層との直接対話を推進し、効果的に県民の声を把握
- 長寿の方などの経験に裏付けられた意見等を県政運営に反映させるための「知恵袋委員会」の開催
 - ・ 委員数 35 名
 - ・ 地域委員会開催（5 地域×2 回）、県政課題にかかる意見交換会開催（1 回）

② 県民の声の把握と組織全体での共有

各種の媒体を活用し県民の生の声を把握、整理し、その対応状況を県民に見える形で県のホームページで公表するとともに、情報を組織全体で共有する。

- ◆ 相談窓口、電話、手紙、ファクシミリ、インターネット、県政直行便、県政ご意見箱等により幅広く県民の声を把握
 - ・ 県への意見・提言数 804 件（平成 25 年度）
- ◆ 県民からの意見等を県のホームページにおいて公表するとともに、イントラを活用して職員に周知し情報を共有
- ◆ 県政アンケートの実施と県の施策展開への的確な反映

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 相談窓口、電話、手紙、ファクシミリ、インターネット、県政直行便、県政ご意見箱等により幅広く県民の声を把握
- 県民からの意見等を県のホームページにおいて公表するとともに、イントラを活用して職員に周知し情報を共有
- 県政アンケートの実施と県の施策展開への的確な反映

③ パブリック・コメントの推進

パブリック・コメント手続に関する指針に基づき、県民にとってわかりやすく参加しやすいパブリック・コメントを推進するため、周知のための広報の充実、県民の利便性の向上などの改善を進める。

- ◆ 意見公募（パブリック・コメント）の継続実施
 - ・ 意見公募 33 件（意見件数 149 件 H26. 3. 20 現在）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 意見公募（パブリック・コメント）の継続実施

④ パブリック・インボルブメントの推進

公共事業の計画策定に当たって、県民が計画段階から参画するパブリック・インボルブメントを引き続き実施する。

- ◆ ワークショップ等によるパブリック・インボルブメントの継続実施
 - ・ 農業農村整備事業の環境配慮計画等の作成等に関するワークショップ開催の継続（ワークショップの開催（7 地区）、生き物調査（14地区））
 - ・ 『都市計画街路四日町日月山線』の歩道整備等

【平成 26 年度の取組（計画）】

- ワークショップ等によるパブリック・インボルブメントの継続実施
 - ・ 農業農村整備事業の環境配慮計画等の作成等に関するワークショップ等の開催

⑤ 審議会等委員の幅広い選任

審議会等の設置・運営に関する指針に基づき、重複及び長期就任の見直しや若者、女性、公募委員の積極的起用など、審議会等委員の幅広い選任に努める。

- ◆ 審議会等委員の就任状況について、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき各部局での定期的な見直しを促進
- ◆ 「山形県男女共同参画計画」（H23. 3 月策定）に基づく目標（平成 27 年度末まで女性委員の登用率 50%）達成に向けた女性登用の推進（H24. 9 月現在 達成率 39.0% ⇒ H25. 9 月現在 達成率 43.2%）
- ◆ 「審議会等への若者委員登用の推進について」（H23. 12 月決定）に基づく目標（平成 28 年度末まで全審議会において 1 名以上の若者委員登用）達成に向けた若者登用の推進（H24. 9 月現在 達成率 39.2% ⇒ H25. 9 月現在 達成率 59.1%）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、重複及び長期就任の見直しや女性委員等の積極的起用を引き続き推進
- 「審議会等への若者委員登用の推進について」（H23. 12 月決定）に基づく目標

(平成 28 年度末まで全審議会において 1 名以上の若者委員登用) 達成に向けた若者登用の推進

- 女性・若者人材の情報収集を行うとともに、女性・若者人材リストを引き続き整備

《目標指標》

- 知事と語ろう市町村ミーティング
平成 21～24 年度 全市町村で実施 → 平成 25～28 年度 全市町村で実施
- 知事のほのぼの訪問 年間 20 件以上
- 若者委員の登用
若者委員を 1 名以上登用している審議会等の割合 39% (平成 24 年度) → 100% (平成 28 年度)
- 女性委員の登用
女性委員の審議会等登用率 39% (平成 24 年度) → 50% (平成 27 年度)
- 公募委員の登用
委員の公募を行う審議会等の数 12 (平成 24 年度) → 18 (平成 28 年度)

2 県政運営の透明性・信頼性の確保

(1) 情報公開等の推進

① 情報公開の推進

山形県情報公開条例に基づき、県が保有する公文書を請求に応じ適切に開示するとともに、行政情報センター及び総合支庁の総合案内窓口等における行政資料等の情報提供を適切に行う。

- ◆ 行政情報センターや総合支庁等の情報公開窓口における行政情報の迅速かつ的確な提供の推進
- ◆ 保存文書に係るデータベースの拡充、更新及び公開 (H26. 3 月実施)

【平成 26 年度の取組 (計画)】

- 行政情報センターや総合支庁等の情報公開窓口における行政情報の迅速かつ的確な提供の推進
- 保存文書データベースの拡充、更新及び公開

② 公共事業評価システムの充実

公共事業の計画段階から事業実施後までの各段階において、県民への説明責任を確保しつつ、事業を効果的・効率的に執行するため、公共事業評価システムの充実に努める。

- ◆ 事前評価について、総事業費 10 億円以上の事業 (平成 26 年度新規要望事業) については山形県公共事業評価監視委員会から意見を聴取し、評価結果を公表
- ◆ 事業中評価について、引き続き山形県公共事業評価監視委員会から意見を聴取し、評価結果を公表
- ◆ 試行中の事後評価について、評価手法等の問題点及び改善点の検証

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 個別事業に対する事前評価について、総事業費 10 億円以上の事業については引き続き山形県公共事業評価監視委員会から意見を聴取し、評価結果を公表
- 個別事業に対する事業中評価について、引き続き山形県公共事業評価監視委員会から意見を聴取し、評価結果を公表
- 個別事業に対する事後評価について、評価手法等の問題点及び改善点の検証（現在試行中であり、平成 27 年度より本格実施予定）
- 交付金の整備計画に対する評価（中間・事後）について、引き続き山形県公共事業評価監視委員会から意見を聴取し、評価結果を公表

③ 分かりやすい決算情報の提供

民間会計に準拠し複式簿記・発主義会計を活用した財務諸表を公表するなど、県民に分かりやすい決算情報の提供に努める。

- ◆ 県民に分かりやすい財務諸表の公表（H25. 10 月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 県民に分かりやすい財務諸表の公表

④ 災害時等における効果的な情報発信

地震、津波、気象等の防災情報や防犯・安全等の情報を効果的に提供する。

- ◆ 国の防災情報通信設備整備事業交付金を活用し、市町村における Jアラートと緊急速報メールなど災害情報発信手段との連動を促進
- ◆ 防災ホームページ「こちら防災やまがた！」を見やすいものに刷新（H25. 12 月）するとともに、災害情報や防災知識の啓発に資する情報を発信
- ◆ 雪下ろし・落雪注意喚起情報を報道機関やホームページを通じて適時適切に発信（注意喚起情報発出回数：10 回）
- ◆ 山形県雪情報システムによる、県民に対する降雪量予測等きめ細かな雪情報の提供（システム運用期間：H25. 12. 1～H26. 3. 31）
- ◆ 交番・駐在所単位でのミニ広報紙や、メールマガジンである「メール D E 御用！」等を利用した積極的な広報を実施
 - ・ 全交番・駐在所でミニ広報紙を発行
（156 交番・駐在所 ミニ広報紙 1540 回、交番速報 273 回 H25. 12 月末）
 - ・ メールマガジンの発出（53 回 H25. 12 月末）
 - ・ メールマガジン登録者数（15, 289 名 H26. 1 月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 防災ホームページ「こちら防災やまがた！」による災害情報や防災知識の啓発に資する情報を発信

- 雪下ろし・落雪注意喚起情報を報道機関やホームページを通じて適時適切に発信
- 山形県雪情報システムによる、県民に対する降雪量予測等きめ細かな雪情報の提供
- 防災行政無線など情報一斉伝達システムの未導入市町村を直接訪問し、早期導入のはたらきかけを実施
- 河川砂防情報システムのホームページやメール配信機能を活用した、市町村の危機管理担当者や県民に対する防災情報（雨量や水位情報等）の提供
- 交番・駐在所単位でのミニ広報紙や、メールマガジンである「メールDE御用！」等を利用した積極的な広報の実施

《目標指標》

- 防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村数
15 市町村（平成 24 年度） → 28 市町村（平成 28 年度）

（2）県政推進に向けたPDCAサイクルの実施

総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁横断的な取組みを効果的・効率的に推進するため、PDCAサイクル（Plan(計画策定) → Do(実施) → Check(検証) → Action(見直し) のサイクル）を実施し、施策レベルについては山形県総合政策審議会で、事務事業レベルについては山形県行政支出点検・行政改革推進委員会でそれぞれ評価・検証を受け、その結果を適切に予算編成に反映させる。

- ◆ 部局運営プログラムに基づき短期アクションプランの取組状況と推進方向を整理、山形県総合政策審議会において評価・検証を実施
- ◆ 主要な施策の取組状況について、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会において評価・検証を実施（H25. 8月、9月）し、予算編成に反映

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 部局運営プログラムに基づき短期アクションプランの取組状況と推進方向を整理、山形県総合政策審議会において評価・検証を実施
- 主要な施策の取組状況について、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会において評価・検証を実施し、予算編成に反映

（3）法令遵守等の徹底

① 県民の信頼確保に向けた公務員倫理の徹底

職務の公正な執行と公務に対する県民の信頼を確保するため、地方公務員法その他の法令等の趣旨を踏まえるとともに、職員研修等において公務員倫理の向上を図り、職員の法令遵守を徹底する。

- ◆ 階層別の職員研修において公務員倫理の講座を設けるなど、職員の法令順守意識や、倫理の保持を徹底
 - ・ 新規採用職員研修、主事・技師級研修、係長昇任準備研修及び主査級研修において公務員倫理についての講座を実施

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 引き続き階層別の職員研修において公務員倫理の講座を設けるなど、職員の法令順守意識や、倫理の保持を徹底

② 確実に適正な事務執行の確保

不適正な事務処理や事務ミスの防止に向けた改善策等を、日常の業務にしっかりと定着させるための取組みを組織的に推進し、確実に適正な事務執行を確保する。

- ◆ 確実に適正な事務執行を図るため、関係法令及び通知等の遵守を徹底

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 引き続き確実に適正な事務執行を図るため、関係法令及び通知等の遵守を徹底

③ 個人情報保護制度の適正な運用

山形県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱を確保する。

- ◆ 新規採用職員を対象とした研修、県内 4 ブロックでの担当職員研修会の開催により、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を徹底
 - ・ 県内 4 ブロックでの研修会の開催（H25. 6 月～7 月）
 - ・ 新規採用職員研修における講義の実施（H25. 10 月）
- ◆ 要請に応じて、県民を対象とした制度説明会を開催
 - ・ 消防学校研修における講義の実施（H25. 6 月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 新規採用職員を対象とした研修、県内 4 ブロックでの担当職員研修会の開催等により、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を徹底
- 要請に応じて、県民を対象とした制度説明会を開催

④ 適正な文書管理

「公文書管理支援システム」を活用し、県が管理する文書を網羅的にリスト化し把握することで、保管状況を点検し、適正な文書管理を行う。

- ◆ 公文書管理支援システムを活用し、県が管理する文書のデータベース化を推進

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 公文書管理支援システムを活用し、県が管理する文書のデータベース化を推進

⑤ 暴力団排除の徹底

県の事務事業において暴力団の排除を徹底するため、「山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱」に基づき、適切に排除措置を講ずる。

- ◆ 新たな暴力団排除措置対象事務等の事務要綱等への暴力団排除の規定整備
 - ・ 規定整備 1 件（H26. 3 月末現在）
- ◆ 暴力団排除措置済み事務等における警察本部への照会及び相談等の実施
 - ・ 照会件数 1,666 件、6,462 名（H26. 3 月末現在）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 新たな暴力団排除措置対象事務等の事務要綱等への暴力団排除の規定整備
- 暴力団排除措置済み事務等における警察本部への照会及び相談等の実施

（４）公共調達制度の改善

① 建設工事等に係る入札契約制度の改善

建設工事等に係る入札契約制度については、山形県公共調達基本条例に規定する基本理念に則り、公正な競争のもとで、健全な建設業者等の育成にも配慮しつつ、価格のみの競争から、品質と価格の適正を考慮した入札制度への転換を引き続き進める。

- ◆ 山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラムに基づくコストと品質の両面を重視した取組を継続して推進
 - ・ 山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラムの周知（H25. 5 月）
 - ・ H24 取組結果の集約（H25. 10 月）
 - ・ 建設事業における業務発表会の開催（H25. 2 月）
- ◆ 学識経験者で構成する山形県公共調達評議委員会における制度の改善に関する調査審議を踏まえながら、過度な低入札への対策等、社会情勢の変化等に応じて、適時適切に改善
 - ・ 山形県公共調達評議委員会の開催（H25. 7 月、H26. 2 月）
 - ・ 入札、契約制度改善の実施（随時）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラムに基づくコストと品質の両面を重視した取組を継続して推進
- 学識経験者で構成する山形県公共調達評議委員会における制度の改善に関する調査審議を踏まえながら、過度な低入札への対策等、社会情勢の変化等に応じて、適時適切に改善

② 物品購入等に係る入札契約制度の改善

物品購入や建設工事関連以外の業務委託について、品質と競争性等の確保に留意しながら地元企業の受注機会の拡大のための取組みを進める。

- ◆ 各所属・職員一人ひとりの地元調達を意識を高める運動の継続
- ◆ 業務委託の品質確保のために積算方法の職員向け研修会を実施（H25. 9月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 各所属・職員一人ひとりの地元調達を意識を高める運動の継続

《目標指標》

- 小額物品等（10 万円以下の物品、250 万円以下の印刷物、100 万円以下の業務委託）の地元調達率（件数）
95%以上 【H26. 4. 1 から】

3 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

① 条例制定権の拡大に伴う適切な対応

法令による義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡大を受け、本県の実情に合致した条例の制定など、法令等による新たな動きを踏まえた適切な取組みを推進する。

- ◆ 本県の実情を踏まえた適切な基準条例等の制定の推進

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 地方分権改革の今後の展開を踏まえた義務付け・枠付けの見直し及び国から地方公共団体への事務・権限の移譲に対する適切な対応

② 国の出先機関改革を見据えた施策の推進

ハローワークの地方移管など、国が示す出先機関の原則廃止を見据えた取組みを進める。

- ◆ 住民生活に密着した行政サービスの向上を図る観点から、ハローワークの地方移管など、国の動向の把握

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 住民生活に密着した行政サービスの向上を図る観点から、ハローワークの地方移管など、引き続き国の動向の把握

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～簡素で効率的な県庁づくり～

1 県民のための県庁づくり

(1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり

① 職員の意識や組織風土の改革

職員一人ひとりの意識改革と、風通しのよい組織風土をつくるための取組を行う。

- ◆ “生き生き職場づくり”運動において、時間外勤務縮減に向けた取組を重点的に実施し、「所属長による時間外勤務縮減検証シート」を活用しながら、所属長のマネジメントによる時間外勤務の縮減の取組を推進

【平成26年度の取組（計画）】

- 引き続き、所属ごとの自主的・主体的な取組として対話・コミュニケーションを通じた仕事のやり方の見直しを実施

② 多様な人材育成方策の実施

県民ニーズに的確に対応できる職員を育成するため、多様な人材育成方策を実施する。

- ◆ 現場体験型の研修や市町村、民間企業等の職員との共同研修など、「県民視点」、「現場主義」の意識や政策形成能力の向上を図るための研修を拡充
 - ・ 新規採用研修において被災地支援活動を実施
 - ・ 民間企業業務体験研修を拡充 企業数10社
 - ・ 市町村職員や民間企業社員などと合同で研究活動を行う「官民共同ワークショップ」を実施
- ◆ 各職場においてOJTを主体的に企画・実施するための研修を実施するとともに、各職場における自主的研修への支援を拡充
 - ・ 各部局が独自に実施する研修に対し、職員育成センターが研修の企画や講師派遣などの支援を行う「職場支援研修」を実施 8件
- ◆ 山形県職員育成基本方針の改定に向けた課題整理等を実施

【平成26年度の取組（計画）】

- 現場体験型の研修の拡充や民間企業等の職員との共同研究の継続実施など、「県民視点」、「現場主義」の意識を高めるための研修を強化
- 職場における人材育成の実践力を向上させるため、引き続きOJT推進のための研修・支援を実施
- 山形県職員育成基本方針の改定

(2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

① 職員の士気を高める人材活用と働きやすい職場づくり

職員の士気を高め、組織を活性化していくため、人事評価制度の定着など職員の能力・実績を活かした人材活用を行うとともに、子育て・家庭生活と仕事の両立支

援を進めるなど、働きやすい職場づくりに取り組む。

- ◆ 人事評価の実施などにより、職員の公務に対する意欲や能力の向上、コミュニケーションの活性化に向けた取組みを推進
- ◆ 国における「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」等を踏まえ、「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」を策定
- ◆ 山形県特定事業主行動計画（後期計画）に基づく、子育て・家庭生活と仕事の両立についての意識啓発や、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを推進（H26 知事部局における男性の育児休業取得者数：7名）
 - ・ 子育て講演会の開催（計4回 参加者139名）
 - ・ 育児時間制度の改正（対象となる子の年齢 1歳6月に達するまで⇒3歳に達するまで）
- ◆ こころの健康づくりに関する出前研修や管理監督者研修において、平成25年3月に改定された「職員のこころの健康づくりの指針」に新たに盛り込まれた管理監督者等の役割や「試し出勤制度」について周知を図るなど、メンタルヘルス対策を実施
 - ・ 出前研修開催（50回 参加者864名 H26.2月末現在）
 - ・ 管理監督者研修開催（5回 参加者235名 H26.2月末現在）

【平成26年度の取組（計画）】

- 職員の公務に対する意欲や能力を高め、組織内のコミュニケーションを活性化するため、引き続き人事評価制度の改善を図りながら、取組みを推進
- 「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」を平成26年4月1日付けで施行するとともに、職員研修等の機会を通じた同指針の積極的な普及啓発
- 山形県特定事業主行動計画（後期計画）に基づく、子育て・家庭生活と仕事の両立ができる職場環境づくりのための全庁的な取組みの推進
- 「職員のこころの健康づくりの指針」に沿って、引き続き出前研修や管理監督者研修において、管理監督者等の役割や「試し出勤制度」について周知を図るなどメンタルヘルス対策を実施

② 女性職員等の積極的登用

女性職員の能力が十分に発揮されるよう、また将来の幹部職員登用も展望して、活躍の場の拡大を図るなど積極的な登用を行う。

- ◆ 人事異動において、女性職員の能力が十分に発揮されるよう、将来の幹部職員登用も見据えた積極的な登用の実施

【平成26年度の取組（計画）】

- 引き続き、適材適所の人事配置を基本としながらも、女性職員の活躍の場のさらなる拡大に向けた積極的な登用の推進

— 《目標指標》 —

- 男性の妻出産時の子育て休暇の取得 26.1%（平成23年度）→全員取得（平成26年度）
- 男性の育児休業取得率 3.6%（平成23年度）→5%以上（平成26年度）
- 育児休業からの復帰後における育児支援制度の利用率27.9%（平成23年度）→40%（平成26年度）

（3）簡素で効率的な組織機構の実現

① 新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備

再生可能エネルギーの導入促進などの新たな行政課題、多様化する県民ニーズなど、直面する多くの県政課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備する。

◆ 平成26年度に向けて、短期アクションプランに掲げる施策の着実な推進のため、「平成26年度県政運営の基本的考え方」に沿った組織体制の整備、全国的なイベントの開催に向けた組織体制の整備、簡素で効率的な組織体制の整備の3つの柱に沿った組織機構の改正を実施

- ・ 「県民文化課スポーツ振興・地域活性化室」「地域福祉推進課」等を設置
- ・ 「観光交流課山形DCおもてなし推進室」「みどり自然課全国育樹祭推進室」等を設置
- ・ 総合支庁分庁舎課税部門について一部を除き本庁舎に集約し、分庁舎に「西村山税務室」「北村山税務室」「西置賜税務室」を設置

【平成26年度の取組（計画）】

- 短期アクションプランに掲げる施策の展開方向、現下の行政課題や新たな政策課題に的確に対応するための組織体制のあり方を検討し、次年度の組織体制を的確に構築

② 地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備

地域ごとの課題に的確に対応できるよう、次のような視点で検証を加え、総合的な出先機関のあり方を検討していく。

- ・ 総合支庁の担うべき行政機能のあり方
 - ・ 地域の実情に合った地域振興機能のあり方
 - ・ 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方
- ◆ 庁内に検証・検討のための組織を設置し、市町村等関係者からの意見を聴取しながら検証を加え、総合的な出先機関のあり方を検討

【平成26年度の取組（計画）】

- 引き続き、庁内に検証・検討のための組織を設置し、総合支庁について3つの視点等から検証を加え、総合的な出先機関のあり方を検討

③ 必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討

社会経済情勢の変化等を踏まえた検証を行いながら、必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方を検討し、見直しを行う。

- ◆ 出先機関について、「見直し方針」に基づく見直しを着実に推進
- ◆ 公の施設について、県が保有する必要があるか否かを検証するとともに、指定管理者制度の適切な運用及び導入を検討
- ◆ 現業業務について、ワーキング・グループを設置し、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しながら、業務及びその執行体制のあり方について検討を実施

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 出先機関について、引き続き「見直し方針」に基づく見直しを着実に推進
- 公の施設について、引き続き県が保有する必要があるか否かを検証するとともに、指定管理者制度の適切な運用及び導入を検討
- 現業業務及びその執行体制のあり方について、引き続きワーキング・グループによる検討を推進

④ 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

事務事業の見直しなどを進め、効率的な事務処理体制を目指した不断の見直しを行う。

- ◆ 県機関内に事務局がある任意団体や審議会等について、基本方針や指針に基づき、各部局での定期的な見直しを促進

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 県機関内に事務局がある任意団体や審議会等について、引き続き見直しを推進

(4) 行政事務の簡素・効率化の推進と県民の利便性の向上

① 事務作業の見直し

業務全般にわたるきめ細かな改善を進めるとともに、「無駄を省く」という意識のもと、職員が勤務時間内に業務が終了するよう、資料作成や調査業務などの見直しを行うとともに、事務の厳選を行うなど、事務作業を見直す。

- ◆ “生き生き職場づくり”運動として「事務作業見直し点検シート」の活用等による見直しの実施並びに各部局が実施した取組みの周知及び優良事例の全庁的な活用を実施

【各部局等における取組みの例】

- ・ 定期的なミーティングにより、情報を共有し効率的に業務を実施
- ・ 既存資料の活用や会議シナリオの簡略化など資料作成を省力化

【平成 26 年度の取組（計画）】

- “生き生き職場づくり”運動の取組みとして、引き続き事務作業の見直しを実施し、優良事例の全庁的な活用を推進

② 事務手続きの簡素化

県への申請書類の簡素化や電子申請システムの利用促進を図ることで、県民の利便性向上に努める。

- ◆ 県への申請書類の簡素化を推進
- ◆ 電子申請システムを活用した県及び市町村の行政手続きの拡大に向けた働きかけ
 - ・ 電子申請等システムの利活用促進を目的とした、電子申請の紹介パンフレットの配布等による庁内各課に対する働きかけの実施
 - ・ 県内市町村の訪問による電子申請等システムの利活用促進の働きかけの実施(県内全 35 市町村を訪問：H25. 5 月～6 月)

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 県への申請書類の簡素化の推進
- 電子申請システムを活用した行政手続き等の拡大に向けた働きかけの実施及び電子申請システムの手続メニューの充実

③ 情報システムの全体最適化等

山形県情報システム全体最適化計画（第 3 次）に基づき、情報システム間でのハードウェアやソフトウェア等の共用やデータ連携を進め、システム開発・運用コストの適正化や業務の効率化を図るとともに、災害発生時における耐障害性等を考慮して、クラウドサービスや外部データセンターの活用についても検討し、最適なシステム構築を行う。

また、業務再構築を伴う大規模システム開発については、部局長等で構成する事務効率化推進委員会において、その妥当性を検討する。

- ◆ ハードウェアやソフトウェアの共通利用等による効率的なシステム運用
 - ・ 基幹ネットワークサーバや共通台帳管理システム等の共用拡大（4 システム追加）
- ◆ IT 環境の変化に対応した、情報システムに係る構築ルールの適切な整備・見直しの実施
 - ・ 「山形県情報システム開発・運用基本指針」等の改定（H26. 3 月）
 - ・ 「ASP・SaaS 導入活用指針」の新規策定（H26. 3 月）
- ◆ 情報システムの運用や再開発にあたっての適切な評価、改善プロセスの確立
 - ・ システム運用管理の適正化に向けた「運用チェックシート」の策定等

【平成 26 年度の取組（計画）】

- ハードウェアやソフトウェアの共通利用等による効率的なシステム運用
- IT 環境の変化に対応した、情報システムに係る構築ルールの必要に応じた整備・見直し
- 情報システムの運用や再開発にあたっての適切な評価、改善プロセスの実施

④ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の推進

公共事業に関する情報を電子化し、共有・連携することにより、積算、入札・閲覧、発注、支出の一連の業務における事務の効率化を図るとともに、システムの更新、部分改修を行いながら、利便性の向上、維持管理の効率化を進める。

- ◆ 電子入札システム（H24.12月～新システム移行）の運用（電子入札 2,732件 H26.1月末現在）
- ◆ 電子納品の運用拡充（電子納品 766件 H26.1月末現在）
- ◆ 山形県建設事業情報総合管理システムの再構築に係る詳細設計及び開発業務の実施（新システム詳細設計の実施）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 電子入札システムの運用
- 電子納品の運用拡充
- 山形県建設事業情報総合管理システムの再構築に係る開発業務の実施

（５）危機管理体制の強化

① 県の業務継続計画（BCP）の策定等

県の業務継続計画（BCP）を策定し、業務手順等の見直しを進める。

また、東日本大震災の発生を受けた国の「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（総務省、平成20年8月）」の改定を参考に、所管課で運用している業務システム等に係るBCPの策定等を検討する。

- ◆ 県内で大規模地震が発生した場合を想定し、災害応急対策や通常業務を継続するために必要な資源配分などについて検討
- ◆ ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）について、県の業務システム所管課が策定する際の手引きとなるガイドラインの作成
 - ・ 山形県ICT-BCP策定ガイドラインの作成（H26.3月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 山形県業務継続計画を踏まえ、各部局の災害対応マニュアルや業務マニュアルの整備や訓練についての検討
- 県の業務システム所管課におけるICT-BCP策定の支援

② 危機管理能力の向上

危機管理能力を備えた人材の育成・活用を行うとともに、実効性のある訓練を実施するなど、危機管理能力の向上を進める。

- ◆ 年度当初に県職員向けに4地域で危機管理担当者研修会を実施（村山5/23、最上5/27、置賜5/15、庄内5/22）したほか、外部有識者を招いてのセミナーを実施（7/16）
- ◆ 危機管理確認週間（4/22～4/30）の設定等による各所属におけるマニュアルの実効性の点検と初動体制の確認並びに所管課における訓練実施の推進

◆ 階層別の職員研修において危機管理についての研修を実施

- ・ 新規採用職員研修、主事・技師級研修、係長昇任準備研修及び課長級研修において危機管理についての講座を実施

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 年度当初に県職員向けに 4 地域で危機管理担当者研修会を実施するほか、外部有識者を招いてのセミナーを実施
- 危機管理確認週間の設定等による各所属におけるマニュアルの実効性の点検と初動体制の確認並びに所管課における訓練実施の推進
- 引き続き階層別の職員研修において危機管理についての研修を実施

《目標指標》

○危機管理マニュアル訓練実施率 55%（平成 23 年度） → 100%（平成 28 年度）

2 持続可能な財政基盤の確立

（1）歳入の確保

① 県税収入の確保

県税収入を確実に確保するため、市町村との連携を強化するとともに、滞納整理を厳正に執行する。一方、クレジット収納の導入等、納税者の利便性向上をさらに推進する。

- ・ 徴収率（H24 年度；現年課税分：99.0%、現滞計：96.9%）

◎ 市町村との連携強化

特に収入未済額の多い個人県民税の収入確保に向け、市町村と連携した取組みを強化する。

- ◆ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の完全実施に向けたアクションプランに基づく特別徴収の徹底への取組み
 - ・ 取組市町村数（～H25：18 市町村）
 - ・ 特別徴収実施率（79.5%）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の完全実施に向けたアクションプランに基づく特別徴収の徹底への取組み
 - ・ 取組市町村数（～H26：全 35 市町村）
 - ・ 特別徴収実施率（85.0%）
- 個人県民税に係る個別具体的な滞納事案の対応方法を検討する「滞納事案検討会」の設置

◎ 滞納整理の強化

- ◆ 徴収職員のスキルアップのためのレベル別、コース別の研修会の実施や共同催告などによる市町村との連携強化
 - ・ 研修会の実施（5回、延べ302人参加）
 - ・ 共同催告（13回）、共同徴収（2回）（H26.2月末現在）
- ◆ タイヤロックやインターネット公売等による厳正な滞納処分の実施
 - ・ タイヤロック装着台数（12台 H26.2月末現在）
 - ・ インターネット公売実施（5回、70物件）

【平成26年度の取組（計画）】

- 徴収職員のスキルアップのためのレベル別、コース別の研修会の実施や共同催告などによる市町村との連携強化
 - ・ 研修会の実施（4回）
- タイヤロックやインターネット公売等による厳正な滞納処分の実施

◎ 納税環境の整備

- ◆ クレジット収納の広報をはじめ、自動車税の納期内納付率向上に向けた啓発活動の実施
 - ・ 自動車税納期内納付率（75.23%、全国26位）
 - ・ クレジット収納（5,139件、利用率2.1%）
 - ・ コンビニ収納（72,271件、利用率27.1%）
 - ・ 広報活動（ラジオスポット：70本、ポスター掲示：2,700枚、チラシ配布：40,000部、県民のあゆみ・市町村広報誌・新聞広告・県ホームページに掲載）
 - ・ 企業訪問による呼びかけ（277事業所）

【平成26年度の取組（計画）】

- コンビニ収納やクレジット収納の広報をはじめ、自動車税の納期内納付率向上に向けた啓発活動の実施
 - ・ 広報活動（ラジオスポット、ポスター掲示、チラシ配布、コンビニのPOS広告、広報誌への掲載）
 - ・ 企業訪問による呼びかけ

— 《目標指標》 —

○ 徴収率

- ◇ 現年課税分 99.3%（平成23年度） → 99.5%（平成28年度）
- ◇ 滞納繰越分を含めた現滞計 97.0%（平成23年度） → 97.5%（平成28年度）

○ 特別徴収の完全実施

- ◇ 個人住民税特別徴収完全実施に取り組む市町村数
9市町村（平成24年度） → 全35市町村（平成26年度）
- ◇ 県内市町村の特別徴収実施率（人員ベース）
74.7%（平成24年度） → 85.0%（平成26年度）
（特別徴収に係る納税義務者数 / 市町村民税の納税義務者数（給与所得者））

② 未収金対策の推進

山形県未収金対策本部が中心となって、未収金対策の総括的な進行管理を行い、未収金発生未然防止と発生直後の早期回収に努めるとともに、回収の可能性に応じた具体的な取組みを推進する。

また、担当職員の職務遂行能力の向上に取り組むとともに、状況に応じ、債権回収会社や弁護士等の活用を図る。

- ◆ 債権管理所管課の自立した債権管理の促進
 - ・ 未収金対策本部会議の開催（H25. 8月）
 - ・ 債権管理に関する所属自己点検の実施（H25. 8月）
- ◆ 弁護士による法律相談の実施
- ◆ 債権管理所管課へのヒアリングの実施（H25. 11月）

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 平成 26 年度目標の設定による未収金対策の推進
- 債権管理所管課の自立した債権管理の促進
 - ・ 未収金対策本部会議の開催
 - ・ 債権管理に関する所属自己点検の実施
- 弁護士による法律相談の実施
- 債権管理所管課へのヒアリングの実施

③ 受益者負担の適正化

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを行う。

- ◆ 「山形県財政の中期展望」に示す財源不足額への対応等のため、平成 26 年度予算編成において、使用料及び手数料の見直しを実施

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 「山形県財政の中期展望」に示す財源不足額への対応等のため、平成 27 年度予算編成において、使用料及び手数料の見直しを実施

④ 多様な財源の確保

ふるさと納税制度の活用や社会貢献基金への寄附の促進を図るなど、収入を確保するための多様な方策を推進する。

- ◆ 首都圏等の県外における計画的な制度周知及びリピーターづくりによる寄附受入の増（ふるさと納税）
 - ・ 寄附受入実績：254 件 14,849,700 円（H26. 3 月末時点）
- ◆ 企業や各種団体への制度紹介資料の送付など積極的な周知・広報（やまがた社会貢献基金）
- ◆ 県有施設への自動販売機設置に係る入札の拡大
 - ・ 平成 25 年度導入実績 159 台、65 施設
 - ・ 平成 25 年度貸付料収入 59,378 千円

- ◆ 「山形県財政の中期展望」に示す財源不足額への対応等のため、平成 26 年度予算編成において、基金や特別会計資金を有効活用
- ◆ ネーミングライツスポンサーの募集について、随時、提案や相談を受け付けるとともに、集中的な応募の呼び掛けを実施（H25. 11 月）
- ◆ 中山公園野球場（山形県野球場）の 3 期目（H26. 4. 1～）のネーミングライツについて、現スポンサー 2 社と年500万円、期間 3 年で更新

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 大都市圏の県人会会員など山形ゆかりの人やリピーターに対する継続的な PR 及びお礼の品の充実などによる寄附受入額の拡大（ふるさと納税）
- 企業や各種団体への制度紹介資料の送付・訪問による説明など積極的な周知・広報（やまがた社会貢献基金）
- 県有施設への企業広告の導入を拡大
- 「山形県財政の中期展望」に示す財源不足額への対応等のため、平成27年度予算編成において、基金や特別会計資金の有効活用を検討
- ネーミングライツスポンサーの募集について、随時、提案や相談を受け付けるとともに、集中的な応募の呼び掛けを実施。併せて、企業の応募意欲を高められるような施設情報の開示について検討
- 山形県総合運動公園陸上競技場（NDソフトスタジアム山形）の 4 期目（H28. 3. 1～）の契約更新に備え、スポンサーからの要望に対応

《目標指標》

- 未収金残高の減少
（未収金残高 平成 23 年度末 45 億 3 千万円（毎年度の目標については、山形県未収金対策本部で決定））
- ふるさと納税額 5,634 千円（平成 23 年度） → 10,000 千円（平成 28 年度）
- やまがた社会貢献基金への寄附金額（累計）
215 百万円（平成 23 年度） → 315 百万円（平成 28 年度）（再掲）

（2）歳出の見直し

① 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

◎ 事務事業の見直し・改善

コスト意識を持ち、成果を重視する業務を遂行するため、部局長マネジメントのもと、事務事業の徹底した見直し・改善を行い、メリハリのある予算編成を推進する。

- ◆ 部局長の総合的なマネジメントのもと、事務事業の見直し・改善の取組みを推進（見直し・改善の件数 180 件、削減額 1,009 百万円、削減事務量 約 22,000 時間）
- ◆ 「山形県財政の中期展望」に示す財源不足額への対応や施策の重点化を図るため、平成 26 年度予算編成において、事務事業の見直し・改善を実施

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 部局長の総合的なマネジメントのもと、事務事業の見直し・改善の取組みを推進
- 「山形県財政の中期展望」に示す財源不足額への対応や施策の重点化を図るため、平成 27 年度予算編成において、事務事業の見直し・改善を実施

◎ 行政経費の節減、事務の効率化の徹底

職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織をあげて行政経費の節減、事務の効率化に取り組む。

- ◆ 過年度の実績や電力需給状況等を勘案しつつ、環境保全率先実行計画に基づき引き続き職員研修や夏季・冬季のエコオフィス運動等により省エネルギー・省資源化を推進
- ◆ “生き生き職場づくり”運動として「事務作業見直し点検シート」の活用等による見直しの実施並びに各部局が実施した取組みの周知及び優良事例の全庁的な活用を実施

【各部局等における取組みの例】

- ・ 定期的なミーティングにより、情報を共有し効率的に業務を実施
- ・ 既存資料の活用や会議シナリオの簡略化など資料作成を省力化

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 過年度の実績や電力需給状況等を勘案しつつ、環境保全率先実行計画に基づき引き続き職員研修や夏季・冬季のエコオフィス運動等により省エネルギー・省資源化を推進
- “生き生き職場づくり”の取組みとして、引き続き事務作業の見直しを実施し、優良事例の全庁的な活用を推進

《目標指標》

- 県の光熱水費の節減に向けた取組み（平成 27 年度における平成 21 年度比の使用量削減目標）
電気▲6.0%、ガソリン▲6.0%、灯油▲6.0%、重油▲6.0%、水道▲10.0%、用紙類▲8.0%

② 総人件費の抑制

◎ 適正な定員管理

知事部局一般会計の職員数については、この 16 年間で 1,096 人(約 20%)の削減を行ってきたが、行財政改革にたゆむことなく取り組む観点から、平成 29 年度までの 4 年間で 4%の削減を行う。その上で、東日本大震災発生により顕在化した行政課題や今後の山形県の発展を担う新たなアクションプランに掲げる重要施策など、新たな行政需要のうち、その必要性を厳選のうえ対応が必要な業務に対し、上記削減により生み出した人員を配置する。

◎ 適正な給与管理

人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら適正な制度運用に努める。

- ◆ 平成 26 年 4 月に向けて、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、仕事と組織の見直しにより 40 名の職員数削減を実施する一方、削減により生み出した人員をもとに、全国イベント開催や災害復旧等新たな行政需要への対応に 20 名を配置し、平成 25 年 4 月比で 20 名の人員を削減

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 仕事と組織の見直しにより職員数削減を行うとともに、新たな行政需要のうち、その必要性を厳選のうえ対応が必要な業務に対しては、削減により生み出した人員を配置するなど、適正な定員管理を実施
- 教育委員会においては、児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法」による教職員の定数及び「教育山形さんさんプラン」の推進や特別支援教育の充実等を踏まえ対応

《目標指標》

○知事部局一般会計の職員数

平成 29 年度までの 4 年間で 4 %の削減

その上で、震災対策やエネルギー対策など新たな行政需要のうち、その必要性を厳選のうえ対応が必要な業務に対し、削減により生み出した人員を配置

(3) 健全な財政運営

① 財政の中期展望の作成

毎年度の当初予算案決定時において、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための対策検討の指針とする。

- ◆ 平成 26 年度当初予算案決定時に、一般会計収支の中長期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための対策検討の指針である「山形県財政の中期展望」を公表

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 平成 27 年度当初予算決定時に向けて、一般会計収支の中長期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための対策検討の指針である「山形県財政の中期展望」を作成

② 調整基金取崩しの抑制と県債残高の減少

調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少を図る。

臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を国に強く求めていく。

- ◆ 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、臨時財政対策債と補正予算債を除いた県が実質的に将来負担することとなる県債残高の減少を着実に推進
 - ・ 臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高
(26年度末見込：7,152億円(対25年度▲129億円))
- ◆ 法定率の引き上げや国の一般会計からの加算等、適切な財源対策による臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を「国の施策等に対する提案」等を通じて、政府に提案

【平成26年度の取組(計画)】

- 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、臨時財政対策債と補正予算債を除いた県が実質的に将来負担することとなる県債残高の減少を着実に推進
- 法定率の引き上げや国の一般会計からの加算等、適切な財源対策による臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を「国の施策等に対する提案」等を通じて、政府に提案

③ 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

緊縮財政だけでは将来の財源が確保できないことから、将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、「これからの県政運営の基本的考え方」を踏まえつつ、事務事業の見直し・改善等を通じた一層の事業の選択と集中を図る。

- ◆ 平成26年度予算編成において、第3次山形県総合発展計画短期アクションプラン(平成25年度～28年度)を踏まえつつ、将来の税収増や歳出減につながる事業については、優先的な予算配分を行うなど、事務事業の見直し・改善等を通じて一層の事業の選択と集中を推進

【平成26年度の取組(計画)】

- 平成27年度予算編成において、第3次山形県総合発展計画短期アクションプラン(平成25年度～28年度)を踏まえつつ、将来の税収増や歳出減につながる事業については、優先的な予算配分を検討するなど、事務事業の見直し・改善等を通じて一層の事業の選択と集中を推進

《目標指標》

- 臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少

(4) 県有財産の総合的な管理・活用の推進

① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

県有施設(インフラ資産を含む)については、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減を進める。なお、庁舎の設備の改修及び機器の更新にあたっては、省エネルギーや環境に配慮した整備を推進する。

- ◆ 全庁的な推進体制の整備及び県有財産の総合管理基本方針策定に向けた検討

- ・ 県有財産総合管理推進本部の設置(H25. 5月)及び県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)基本方針(仮称)の検討
- ◆ 長寿命化対策の推進
 - ・ 農業水利施設：計画策定(30施設)、対策工事(93施設)の実施
 - ・ 漁港施設：対策工事(3漁港)の実施
 - ・ 橋梁：点検(318橋)、計画策定(616橋)、対策工事(151橋)の実施
 - ・ 舗装：路面性状調査及び予防保全型補修工事(クラック注入、薄層舗装等)の実施
 - ・ トンネル：対策工事(10本、約6km)の実施
 - ・ 都市公園施設：対策工事(1公園)の実施
 - ・ 下水道施設：対策工事(4処理区)の実施
 - ・ 河川管理施設：長寿命化計画に基づく補修・更新の実施(28基)
 - ・ 砂防関係施設：補修等の実施(14施設)
 - ・ 港湾施設：対象工事(6施設)の実施、定期点検(26施設)、計画策定(22施設)
 - ・ 空港施設：山形空港、庄内空港の長寿命化計画策定の見送り
(国土交通省航空局による空港維持管理・更新計画作成ガイドラインの策定が12月まで遅れたことから、平成26年度以降改めて実施)
- ◆ 県営住宅11団地について、次の内容の改善工事等を実施
 - ・ 給水管更生(3団地)、屋根葺替(4団地)、外壁改修(1団地)、建替え(1団地)
- ◆ 信号機について、信号柱の鋼管材への更新及び信号灯器のLED化等を推進
 - ・ 信号柱の鋼管材への更新(151本 平成26年3月末)
 - ・ 信号灯器のLED化(45交差点 平成26年3月末)

【平成26年度の取組(計画)】

- 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)基本方針(仮称)の策定及び基本方針に基づく取組みの実施
- 県有建築物の長寿命化を推進するための指針を策定
- インフラ資産の長寿命化対策の推進
 - ・ 農業水利施設：計画策定(36施設)、対策工事(83施設)の実施
 - ・ 漁港施設：計画策定(1漁港)、対策工事(2漁港)の実施
 - ・ 橋梁：点検(461橋)、計画策定(468橋)、対策工事(159橋)の実施
 - ・ 舗装：路面性状調査及び予防保全型補修工事(クラック注入、薄層舗装等)の実施
 - ・ トンネル：対策工事(30本、約14km)の実施
 - ・ 都市公園施設：対策工事(1公園)の実施
 - ・ 下水道施設：対策工事(4処理区)の実施
 - ・ 河川管理施設：長寿命化計画に基づく補修・更新の推進
 - ・ 砂防関係施設：補修等の実施(12施設)
 - ・ 空港施設：山形空港の長寿命化計画策定

- ・ 港湾施設：対象工事(3施設)の実施、定期点検(22施設)、計画策定(4施設)
- 県営住宅7団地について、次の内容の改善工事等を実施
 - ・ 給水管更正(3団地)、屋根葺替(1団地)、外壁改修(3団地)
- 信号柱の鋼管材への更新及び信号灯器のLED化等を推進

② 県有財産の有効活用

県有財産を有効に活用するため、遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用などを進める。

- ◆ 庁舎の空きスペース等の状況把握及び有効活用方策の検討

【平成26年度の取組(計画)】

- 庁舎の空きスペース等の有効活用方策の検討

③ 県有財産の総量縮小

未利用土地の売却を進めるとともに、県有施設について、利用状況、管理経費、建物性能等の評価(アセスメント)を行い、計画的に施設の売却、転用等を進め、県有財産の総量縮小に努める。

- ◆ 未利用土地の早期売却の促進
 - ・ 県有財産の売却、有効活用による歳入2.7億円(平成25年度)
 - ・ 売却件数11件、売却額1.3億円

【平成26年度の取組(計画)】

- 未利用土地の売却促進
- 県有施設の利用状況等の調査及び施設集約化等の検討

《目標指標》

- 橋梁長寿命化計画における対策進捗率 42.0%(平成24年度) → 80%(平成28年度)
- 県有財産の売却、有効活用による歳入 2億円/年

(5) 企業会計における経営改善の推進

① 企業局における経営改善の推進

山形県企業局中期経営計画及び平成27年度以降の次期計画に基づき、経営基盤の強化を図る。

- ◆ 安全・安心なサービスの安定供給
 - ・ 耐震化対策の推進
(工事完了：2ヶ所、詳細設計：3ヶ所、耐震診断：2ヶ所)
- ◆ 再生可能エネルギーによる発電量の増大
 - ・ 神室発電所建設事業の推進(H26.3月に工事契約)
 - ・ 新規水力発電所の建設に向けた取組み(測量調査・基本設計：5地点)
 - ・ 風力発電所の建設に向けた取組み(H26.1月から環境影響調査実施)

- ・ 大規模太陽光発電所建設事業の推進（H25.12月から電力供給開始）
- ・ 企業局施設への再生可能エネルギーの導入
（工事契約：2ヶ所、導入決定：2ヶ所）

【平成26年度の取組（計画）】

- 安全・安心なサービスの安定供給
 - ・ 村山広域水道浄水能力強化に向けた取組み
 - ・ 耐震化対策の推進
- 再生可能エネルギーによる発電量の増大
 - ・ 神室発電所建設事業の推進
 - ・ 新規水力発電所の建設に向けた取組み
 - ・ 風力発電所の建設に向けた取組み
 - ・ 企業局施設への再生可能エネルギーの導入
- 次期中期経営計画の策定

② 病院事業局における経営改善の推進

山形県病院事業中期経営計画及び平成27年度以降の次期計画に基づき、経営基盤の強化を図る。

- ◆ 病院事業の経営基盤の充実強化に向けた各取組みを推進するため、PDCAサイクルによる進行管理をBSCの手法により実施
- ◆ 診療業務の安全性向上と経営の効率化を図るため、新庄病院に電子カルテを導入（H25.12月稼動）
- ◆ 適切な診療報酬請求等のため、診療情報分析に係る専門的知識を有する診療情報管理士を計画的に配置（中央病院に1名配置）
- ◆ 新たに弁護士事務所を活用した効果的な未収金収納業務の実施
 - ・ 未収金収納業務を弁護士法人へ外部委託（H25.4月～）
（回収実績：599件、12,112千円）
- ◆ 未利用・低利用の公舎等遊休資産の処分促進
 - ・ 鶴岡病院旧第5号公舎を売却（H25.5入札、売却価格6,587千円）
- ◆ 医療クラークの拡充（中央病院に10名配置）による診療報酬の増額
 - ・ DPC（入院診療報酬包括支払制度）係数の上昇により、概算で約2,000万円の増額

【平成26年度の取組（計画）】

- 質の高い安全な医療の提供
 - ・ 河北病院の医療機能再編（救急室の移設、緩和ケア病棟の開設）
 - ・ 鶴岡病院移転改築事業の推進
- 人材の確保と育成
 - ・ 初期研修医の確保・受入れ
 - ・ 医療クラーク、看護補助者の配置による医師看護師等の負担軽減
 - ・ 認定看護師等医療技術職員の専門資格取得支援及び資質向上
 - ・ 院内保育所の整備に向けた検討

- 経営基盤の充実強化
 - ・ 診療情報管理士の増員（河北病院に1名配置予定）
 - ・ 未収金収納業務の弁護士法人への外部委託の継続
 - ・ 未利用・低利用の公舎等遊休資産の処分促進

《目標指標》

- 企業局全体の経常収支 黒字の継続
- 県立病院全体の経常収支 黒字の継続

（6）公社等の見直し

① 「公社等見直し計画」の着実な実施

公社等に関する指導指針に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成のうえ、県ホームページで公表し、公社等の将来的な方向性（廃止又は存続）に沿った運営管理の適正化に取り組む。

- ◆ 取組実績の確認及び見直し計画の更新等、各部局における進行管理を徹底

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 引き続き、財務諸表の確認及び見直し計画の更新等、各部局における進行管理を徹底

② 不断の見直し

「公社等見直し計画」については、社会経済情勢の変化に応じて、廃止の予定時期や経営の効率化等に向けた取組内容、さらには公社等の将来的な方向性も含め見直しを行う。

- ◆ 各部局における不断の見直しを推進

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 引き続き、事業の必要性の検証など、各部局における不断の見直しを推進

③ 公社等に関する指導等

公社等に関する指導指針に基づき、外部の有識者からなる山形県行政支出点検・行政改革推進委員会から、「公社等見直し計画」の評価、意見を受ける。

- ◆ 「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」による評価等を踏まえ、出資目的に立った見直しを推進

【平成 26 年度の取組（計画）】

- 引き続き、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」における意見等を踏まえ、出資目的に立った見直しを推進